○政治資金適正化委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四七三四	二六、九、一九	村松　英一
四七三五	二六、九、一九	池内　孝臣
四七三六	二六、九、一九	河村　正
四七三七	二六、九、一九	阿部　大輔

○政治資金適正化委員会告示第六十七号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二六五二	原　俊	二六七六	二五、九、二一

○法務省告示第四百二十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十月九日

法務大臣　馬場みどり

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人日本共済協会

東京都新宿区三栄町二十三番地一（ライラック三栄ビル）

変更の認証年月日

平成二十六年九月二十二日

○外務省告示第三百二十九号

平成二十六年二月二十六日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、イエメン共和国に対する制裁措置の決定等を内容とする決議第二千百四十号が全会一致で採択された。

平成二十六年十月九日

外務大臣　岸田　文雄

二千十四年二月二十六日に国際連合安全保障理事会がその第七千百十九回会合において採択した決議第二千百四十号（二千十四年）

安全保障理事会は、

決議第二千十四号（二千十一年）、同第二千五十一号（二千十二年）及び二千十三年二月十五日の安全保障理事会議長声明を想起し、

イエメンの統一、主権、独立及び領土保全に対する強い約束を再確認し、

イエメンにおける政権移行の支援において湾岸協力理事会（以下「ＧＣＣ」という。）の関与を称賛し、

全ての政治主体により署名された包括的な国民対話会議の成果、並びに民主主義、良き統治、法の支配、国民和解及びイエメンの全ての人々の人権及び基本的自由の尊重に対する約束に支えられたイエメン人主導の民主主義国家への転換を継続するためのロードマップを提供するとの同決議の決定を歓迎し、

建設的な参加を通じて包括的な国民対話会議の成果を促進する人々、特にアブドラッボ・マンスール・ハーディー大統領の指導力を称賛し、

継続中の暴力を含む、イエメンにおける政治、治安、経済及び人道上の継続的な課題に関する懸念を表明し、

決議第千二百六十七号（千九百九十九年）及び同第千九百八十九号（二千十一年）に従って委員会が設定したアル・カーイダ制裁リストにおけるアラビア半島のアル・カーイダ（ＡＱＡＰ）及び関連する個人の掲載を想起し、これに関連して、イエメンにおけるテロリストによる活動への対処における重要な手段として、決議第二千八十三号1の規定の強力な実施の必要性を強調し、

イエメンにおける政治プロセスを弱体化させることを目的としたものを含む、テロリストによる全ての活動、市民、石油、ガス及び電気インフラ並びに正当な当局に対する攻撃を非難し、

軍事及び治安施設に対する攻撃、特に二千十三年十二月五日の国防省に対する攻撃及び二月十三日の内務省所管の刑務所に対する攻撃をさらに非難し、イエメン政府が軍及び治安機関における改革を効率的に継続する必要性を強調し、

決議第二千百三十三号を再確認し、また、全ての加盟国に対し、テロリストが身代金の支払い又は政治的譲歩から直接的又は間接的に恩恵を受けることを防止すること及び人質の安全な解放を確保することを要請し、

多くのイエメン国民に対し著しく人道支援を必要とさせているイエメンが直面している困難な経済的、治安上及び社会的な課題に留意し、治安を確保し、社会的及び経済的な発展を促進し、政治的、経済的及び治安上の改革を前進させるためのイエメン政府への理事会の支援を再確認し、また、経済改革に関するイエメン政府への支援における、相互責任枠組みの執行理事会、世界銀行及び国際通貨基金（ＩＭＦ）の作業を歓迎し、

イエメンにおける事態の最善の解決は、ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズム並びに包括的な国民対話会議の成果で定められたとおり、平和的変革並びに意義ある政治、経済及び社会改革に対するイエメンの人々の正統な要求及び願望を満たす、平和的かつ包括的で秩序立ったイエメン人主導の政権移行プロセスを通じたものであることを強調し、国の立法機関の選挙の候補者及び選出された理事会の少なくとも三十パーセントが女性であることを確保するための措置を通じたものを含め、政治的及び公的活動において女性の参加を強化するためのイエメンの努力を歓迎し、

児童及び武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）、同第千八百八十二号（二千九年）、同第千九百九十八号（二千十一年）及び同第二千六十八号（二千十二号）、女性、平和及び安全に関する決議第千三百二十五号（二千年）、同第千八百二十号（二千八年）、同第千八百八十九号（二千九年）、同第千八百八十九号（二千九年）、同第千九百六十号（二千十年）、同第二千百六号（二千十三年）及び同第二千百二十二号（二千十三年）を重ねて想起し、

移行プロセスはアリー・アブドッラー・サーレハ大統領の時代を転換することを要求していることを認識し、また、ＧＣＣイニシアチブ及びその実施メカニズムの当事者ではない集団も含むイエメンにおける全ての関係者の関与及び協力を歓迎し、

完全な説明責任を確保するため、包括的な国民対話会議の成果、ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズムの結果に従い、人権侵害及び濫用の申立てに対し、国際基準に合致した包括的で、独立した公平な調査を行う必要性を強調し、

イエメンにおける政権移行のための統治改革の重要性を認識し、この関連で、特にイエメンの指導的地位の候補者に対する必要条件及び当該候補者の金融資産の開示を含む国民対話会議の良い統治作業グループ報告書における提案に留意し、

決議第二千百十七号（二千十三年）を想起し、小型武器の不法取引、安定を損なう蓄積及び濫用から発生するイエメンにおける平和と安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、

イエメンにおける人道及び治安情勢の更なる悪化を避けるためのＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズムの実施における継続した進展の必要性を強調し、

イエメンにおける国際連合カントリーチーム及び機関の作業に謝意を以て留意し、

安全保障理事会下部機関のための専門家の名簿を拡大及び改善するための事務局による努力を歓迎し、議長ノート（Ｓ／二〇〇六／九九七）により提供された指針に留意し、

イエメンにおける事態が地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成することを決定し、

国際連合憲章第七章の下で行動して、

1．イエメンの人々の期待に関して、決議第二千十四号（二千十一年）及び同第二千五十一号（二千十二年）に従い、ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズムに沿って、包括的な国民対話会議に続く完全かつ時宜に適った政権移行の実施の必要性を再確認する。

政権移行の実施

2．イエメンの政権移行における最近の進展を歓迎し、実施メカニズムに沿って、以下のものを含む次の移行措置を完了することに対する強い支持を表明する。

(a)イエメンにおいて新たな憲法を起草すること

(b)新憲法に沿った新たな選挙法の起草及び採択を含む選挙改革

(c)適当なアウトリーチを含む憲法草案についての国民投票を実施すること